

平成21年(行ウ)第49号 木曽川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原 告	小 林 收	
		外91名
被 告	愛知県知事 大 村 秀 章	
		外1名

被告ら準備書面14

平成25年7月10日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士	佐 治 良 三	
同	後 藤 武 夫	
同訴訟復代理人弁護士	常 川 尚 善	

本準備書面は、原告らの平成25年5月7日付け第13準備書面における水資源機構法施行令の解釈等に対する反論及び本件における撤退の手続きが遂行される見込みについて記述するものである。特に断りのない限り、従前使用したのと同一の略称を使用する。

1 原告ら第13準備書面における水資源機構法施行令の解釈等に対する反論等について

(1) 原告らの上記準備書面に基づく水資源機構法施行令の解釈等に対する主張を要約すると以下のとおりである。

ア 水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供しよ

うとしていた者が、事業からの撤退を通知すれば、事業からの撤退が決定し、事業実施計画を変更しなくてはならない。

イ 事業実施計画が変更されれば、事業実施計画変更前に納付していた水道等負担金は事業に必要なものであって返還される。つまりは遡及的に水道等負担金の負担義務がなくなる。

(2) 原告らの上記主張が失当であることは、以下に述べるとおり、極めて明らかというべきである。

ア 原告らは水資源機構法施行令30条及び32条に記載される「撤退をした者」についてを「撤退の意思表示をした者」とする独自の解釈を前提として、「撤退の意思表示をした時点で負担義務がなくなる」とする主張をしている。

イ しかしながら、同条の「撤退をした者」の解釈については、既に被告ら準備書面第13の6頁においても主張したとおり、水資源機構法を所管する国土交通省の回答(乙63号証)によれば、「当該変更」や「当該事業の廃止」よりも以前の時点における事業実施計画の変更に際し、事業からの撤退をした者を指すのであって、「当該変更」や「当該事業の廃止」の際に事業から撤退する者を含まないのであり、原告らの主張は前提に誤りがある独自の見解にすぎないことは明白である。

ウ 重ねて、乙63号証によれば、事業参画者が事業主体である水資源機構に撤退の申し出をした場合であっても、具体的に調整や手続きを進め、主務大臣の認可を受けて現行事業実施計画の変更又は廃止がなされるまでの間は、現行事業実施計画に記載される負担が求められ、その求めに応じた負担義務が生じるとの国土交通省の回答が示されている。

すなわち主務大臣による事業実施計画変更の認可がなされるまでの間は、

費用負担義務は継続するものであり、被告らが撤退の意思表示をすることについて裁量権を有することを論拠として、被告らが行う費用負担の支出についても裁量権があるということはできないのであり、その点からも原告らの主張は失当である。

エ また、原告らは本件に関し特定多目的ダム法や同法にかかる判例に基づいた議論を展開している部分があるが、そもそも特定多目的ダム法の解釈の議論の是非の前に、本件導水路事業は特定多目的ダム法に基づく事業ではないため、全く的外れの主張であり失当である。

2 本件における撤退の手続きが遂行される見込みについて

(1) 被告らが原告らの本訴請求を真摯に争っていることからも明らかだとおり、愛知県に本件導水路事業から撤退する意思は全くないため、本件導水路事業からの撤退手続きが遂行されることはある得ないところである。

全く起これば事実を仮定的に前提としたうえで、これを愛知県企業庁長及び愛知県知事の費用負担に結びつけ、仮に当該事実が生じた場合には、いずれも費用負担の納付義務が無くなるとする原告の主張は「具体的な紛争を離れて」裁判所の判断を求めるに帰し、法律上の争訟に当たらないというべきであり（最二判平成3年4月19日民集45巻4号518頁参照）、失当である。

なお、名古屋高等裁判所は、同裁判所平成22年（行コ）第27号設楽ダム公金支出差止等請求控訴事件の平成25年4月24日判決において、当該事件の被控訴人愛知県企業庁長が法令によって定められた義務である設楽ダムの水道用水に係る費用負担金の納付を拒むという、およそ起これば事実の発生を前提とした当該事件控訴人らの主張を、「控訴人らの上記主張は、費用負

「**担金の在り方について独自の見解を述べるものであり、失当である。」と判示して退けているが、判旨は結論において被告らの主張と同旨のものということが可能である。**

(2) 既に被告ら準備書面12の5頁で主張したとおり、本件導水路事業から撤退する旨の申出がなされた場合に、実際に変更手続きを行うのは水資源機構である。

このため、仮に愛知県が撤退の意思を表明した場合の手続きが遂行される見込みについては、主務大臣の認可や関係者の同意に必要となる要件が法などに定められているわけではなく、被告らにおいては全く不明であることから主務大臣の認可の可否を含め、水資源機構の所見による他ないため、問い合わせをしたところ、「変更事業実施計画を策定するにあたっては、水利用の計画や費用負担などについて多数の関係者との調整が必要であり、あくまでケースバイケースであることから、変更計画の認可や同意が得られる見込み及びそれらの支障となる事情等はわからない」との旨回答を得た。

(3) 以下述べたとおり、本件導水路事業からの愛知県の撤退というおよそ起こり得ない事実が発生したものと仮定した場合における想定に関する具体的な検討を行うことはそもそも不可能であるから、被告らは、今後、かかる具体的な紛争を離れた主張のやりとりを続ける要を認めないと重ねて申し添える。

以 上